資治通鑑 第079巻

令和4年1月8日

【晉紀一】　起旃蒙作噩，盡玄黓執徐，凡八年。

■西晉、続国訳漢文大成．経子史部 第5巻 099p

世祖武皇帝上之上泰始元年〈乙酉，２６５年〉（十二月改元までは成熙二年）

（世祖武皇帝・司馬炎、字は安世、宣王・司馬懿の孫、文王・司馬昭の長子、文王の廟を太祖）（日付け計算は元嘉暦）

呉 魏［呉は魏への使者を殺す］春，三月，**呉主**は光祿大夫の**紀陟**、五官中郎將の**洪璆**をして、**徐紹**、**孫彧**（二人報聘前年前巻にあり）と偕な來たりて報聘せ使む。**紹**は行きて濡須に至り，

「**紹**は中國之美を譽む」

と言う者有り，**呉主**は怒り，追いて還して，之を殺す。

呉夏，四月，呉は改元して甘露とす。

魏［晉の簒奪の準備］五月，**魏帝**は**文王**の殊禮（旌旗・車馬・樂舞・冕服を帝に擬す）を加え，王妃を進めて**后**と曰い，世子を**太子**と曰う。

魏癸未（19+60−50+1=30日），大赦す。(5-100p)

呉秋，七月，**呉主**は逼りて**景皇后**（前巻前年に貶して四弟を封ずるあり）を殺し，**景帝**の四子を呉に遷す。尋いで又た其の長者二人を殺す。

魏八月，辛卯（7+60−19+1=49日），**文王**は卒す，**太子**は嗣ぎ相國、晉王と為る。

魏九月，乙未（31+60−48+1=44日），大赦す。

魏戊子（24+60−48+1=37日），魏の司徒の**何曾**を以て晉の丞相と為す。癸亥（59−48+1=12日），驃騎將軍の**司馬望**を以て司徒と為す。

魏乙亥（11+60−48+1=24日），**文王**を崇陽陵に葬す。

呉［呉は武昌に遷都］冬，呉の西陵（夷陵、呉主孫権は黄武元年に西陵とし宜都の治とす、湖北省荊南道宜昌県、現・宜昌市西陵区）の督の**步闡**は**呉主**に表して都を武昌に徙すを請う。**呉主**は之に從い，御史大夫の**丁固**、右將軍の**諸葛靚**をして建業を守ら使む。**闡**は，**騭**（呉主孫権の時西陵の督）之子也。

【西晉成立】

魏■［禪譲して司馬炎の晉立つ］十二月，壬戌（58−17+1=42日、元嘉暦一月なら58−46+1=13日），**魏帝**（元帝時に30、五世46年）は位を晉に禪る。甲子（0+60−17+1=44日、元嘉暦一月なら0+60−46+1=15日），出でて金墉城（洛陽城の西北角）に捨（続は舍）す。太傅司馬の**孚**は拜辭し，**帝**の手を執り，流涕歔欷して自ら勝えず，曰く、

「臣死する之日，固より大魏之純臣也。」

丙寅（2+60−17+1=46日、元嘉暦一月なら2+60−46+1=17日），王は**皇帝**に卽位し，大赦し，改元す。丁卯（3+60−17+1=47日、元嘉暦一月なら3+60−46+1=18日），**魏帝**を奉じて陳留王と為し，宮に鄴に卽かしむ。優崇之禮，皆な魏初の故事（69巻魏文帝黄初元年にあり）に仿う。**魏氏**の諸王は皆な降して侯と為す。**宣王**を追尊して**宣皇帝**と為し，景王を**景皇帝**と為し，文王を**文皇帝**と為す。王太后を尊びて**皇太后**と曰う。皇叔祖の**孚**を封じて安平王と為し，叔父の**干**を平原王と為し、**亮**を扶風王と為し、**胄**を東莞王と為し、**駿**を汝陰王と為し、**肜**を梁王と為し、**倫**を琅邪王と為し，弟の**攸**を齊王と為し、**鑒**を樂安王と為し、**機**を燕王と為し，又た群從司徒の**望**（司馬孚の子）等十七人を封じて皆な王と為す。（帝は諸王を封じ、郡を以て国邑と為し、上中下三軍五千人を置

く。萬戸を次国と為し、上軍下軍兵三千人を置く。五千戸を小国と為し一軍五百人を置く。王国に之かず、京師に官す）**石苞**を以て大司馬と為し，**鄭沖**を太傅と為し，**王祥**を太保と為し，**何曾**を太尉と為し，**賈充**を車騎將軍と為し，**王沈**を驃騎將軍と為す。其の餘の文武（の官）位を增し進爵して差有り。乙亥（11+60-17+1=55 日、元嘉暦一月なら 11+60-46+1=26 日），安平王の**孚**を以て太宰と為し，中外諸軍事を都督せしむ。未だ幾もなくして，又た車騎將軍の**陳騫**を以て大將軍と為し，司徒の義陽王の**望**、司空の**荀顗**と與に，凡そ八公は，同時に並び置く。**帝**は**魏氏**の孤立之敝に懲り，故に大いに宗室に封じ，授けて職任を以てし，又た諸王を詔（続、招×）して皆な自ら國中の長吏を選ぶを得しむ。衞將軍の齊王の**攸**は獨り敢てせず，皆な上請せ令む。

■［魏の禁錮を廃す］詔して魏の宗室の禁錮（魏は宗室への締め付けが厳しすぎた）を除き，部曲の將及び長吏の質任（人質を厳しく取っていた）を納るを罷める。

■［魏の刻薄奢侈之を改める］**帝**は**魏氏**の刻薄奢侈之後を承け，矯めるに仁儉を以てせんと欲す。太常の丞の**許奇**は，**允**（誅殺は 76 巻高貴郷公正元元年にあり）之子也，**帝**は將に太廟に事有らんとし，朝議して以わく、

「**奇**の父は誅を受けたり，**(5-101p)** 宜しく左右に接近すべからず，請う出して外官と為さん」

と。**帝**は乃ち**允**之夙望（続は宿望）を追述し，**奇**之才を稱し，擢でて祠部郎と為す。有司は言わく

「御牛の青絲絇（せいしいん）（牛の鼻縄）斷えたり」

と。詔して青麻を以て之に代える。

■［諫官を置く］初めて諫官を置き，散騎常侍の**傅玄**、**皇甫陶**を以て之と爲す。**玄**は，**干**（傅乾、漢の傅燮の子）之子也。**玄**は魏末の士風頽敝するを以て，上疎して曰く、

「臣は聞く**先王**之天下を御するや，教化は上に隆んにして，清議は下に行われる。近者（ちかごろ）**魏武**は法術を好み而して天下は刑名を貴び，**魏文**は通達を慕い而して天下は守節を賤しみ，其の後綱維は攝（とと）わず，放誕（何晏・阮籍の輩）は朝に盈ち，遂に天下をして復た清議無から使む。**陛下**は龍のごとく興こり禪を受け，**堯**、**舜**之化を弘め，惟だ未だ清遠有禮之臣を舉げて以て風節を敦くせず，未だ虚鄙之士を退けて以て不恪を懲らさず，臣は是を以て猶ほ敢えて言う有り。」

上は其の言を嘉納して，**玄**をして詔を草して之を進め使む，然るに亦た革（あらた）める能わざる也。

■［司馬氏の家系］初め，漢の征西將軍の**司馬鈞**（50 巻漢安帝元初二年にあり）は豫章太守の**量**を生み，**量**は潁川太守の**俊**を生み，**俊**は京兆尹の**防**を生み，**防**は**宣帝**（司馬懿）を生む。

世祖武皇帝上之上泰始二年〈丙戌，２６６年〉

■春，正月，丁亥（23+60-46+1=38 日、元嘉暦二月なら 23-16+1=8 日），卽ち魏の廟を用いて征西府君以下を祭り**景帝**を並せて凡そ七室あり。

■辛丑（37+60-46+1=52 日、元嘉暦二月なら 37-16+1=22 日），**景帝**の夫人の**羊氏**を尊んで**景皇后**と曰い，弘訓宮に居る。

■丙午（42+60-46+1=57 日、元嘉暦二月なら 42-16+1=27 日），**皇后**に弘農の**楊氏**を立てる。**后**は，魏の（魏の黄初の始めに中書に既に監令を置き、また通事郎を置く）の**文宗**之女也。

■［五帝を除く］群臣は奏す、

「五帝は卽ち**天帝**也，王氣は時に異なり，故に名號は五つ有り。自今明堂、南郊は宜しく五帝の座を除くべし。」

之に從う。**帝**は，**王肅**の外孫也，故に郊祀之禮は，有司は多く**肅**の議に從う。

■呉二月，漢の宗室の禁錮を除く（魏は漢の宗室を禁固していたのを中止）。三月，戊戌（34+60-45+1=60 日、元嘉暦閏三月なら 34-15+1=20 日），呉は大鴻臚の**張儼**、五官中郎將の**丁忠**を遣わして來たりて弔祭（文王の喪）せしむ。

呉［**王蕃の誅殺の残酷**］呉の散騎常侍の廬江の**王蕃**は，體氣は高亮にして，顔（かんばせ）を承けて指に順う能わず，**呉主**は悦ばず，散騎常侍の**萬彧**、中書丞の**陳聲**は従い而して之を譖る。**丁忠**は使して還るや，**呉主**は大いに群臣に會し，**蕃**は沉酔して頓伏す。**呉主**は其の詐るを疑い，**蕃**を纍（にな）（続による、與?）いて外に出でしむ。之頃（df@oh）して，召還す。**蕃**は好く威儀を治め，行止自若とす。**呉主**は大いに怒り，左右に呵して殿下に之を斬らしめ，出でて，來山（武昌城南の樊山、河南省汝陽道潢川県、現・信陽市潢川県）に登り，親近をして**蕃**の首を擲た使め，虎跳狼爭を作し之を咋嚙せしめ，首は皆な碎壞する。

呉［**呉は晉と断交の失策**］**丁忠**は**呉主**を説いて曰く、

「北方は守戰之備え無し，弋陽（漢の汝南軍の県、魏の文帝は分けて弋陽郡を置く、河南省汝陽道潢川県、現・信陽市潢川県）は襲いて而して取る可し。」

呉主は以て群臣に問い，鎭西大將軍の**陸凱**は曰く、

「北方は新たに巴、蜀を並（続は幷）せ，遣使して和を求めるは，我に援を求めるに非ざる也，力を蓄えて以て時を俟たんと欲する耳。敵の勢は方に強く，而るに徼幸して勝ちを求めんと欲するは，未だ其の利を見ざる也。」

呉主は兵を出さずと雖も，然るに遂に晉と絶つ。**凱**は，**遜**之族子也。

■夏，五月，壬子（4-14+1=35 日），博陵の元公の**王沈**は卒す。

■六月，丙午晦（１日のはず、42+60-44+1=59 日、元嘉暦朔日は戊申で２日ずれ），日之を食する有り。

■［**文帝の短喪の是非**］**文帝**之喪に，臣民は皆な權制（權宜の制度、仮に行う）に従い，三日にして服を除く。既に葬り，**帝**も亦た之を除く，然も猶ほ素冠疎食し，哀毀すること喪に居る者の如し。秋，八月，**帝**は將に崇陽陵に謁せんとし，群臣は奏して言わく、

「秋暑（残暑）は未だ平がず，恐らくは**帝**は悲感摧傷せんを。」

帝は曰く、

「**朕**は山陵に奉瞻するを得れば，體氣は自ら佳なる耳。」

又た詔して曰く、

「**漢文**（漢の文帝、15 巻七年に見える）は天下をして哀を盡さ使めざるは，亦た**帝王**の至謙之志なり。（眞徳秀曰く、文帝の此の詔は乃ち短喪の始めなり、然れども本文は蓋し吏民の爲に設けるのみ。景帝は嗣君なり、此に縁いて其の喪を短くす可けんやと）山陵に見えるに當たりて，何の心服無からん！其れ議して衰絰（さいてつ）（喪服）を以て行に従わん。群臣は自ら舊制に依れ。」

尚書令の**裴秀**は奏して曰く、

「**陛下**が既に除き而して復た服するは，義として依る所無し。若し君服し而して臣服せざれば，亦た未だ之に敢えて安ぜざる也。」

詔して曰く、

「（哀慕の）情の跂（踵を挙げる）及する能わざるを患うる耳，衣服には何か在らん！諸君の勤勤（懇切丁寧なる貌）之至り，豈に苟くも相違わんや。」

遂に止む。

■［**羊祜と傅玄の議論**］中軍將軍の**羊祜**は**傅玄**に謂って曰く、

「三年之喪は，貴しと雖も服を遂げるは，禮也，而も漢文は此を除き，禮を毀てて義を傷つける（続には為し）。今**主上**は至孝にして，其の服を奪うと雖も，實に喪の禮を行う。若し此に因りて**先王**之法を復すれば，亦た善からず乎！」

玄は曰く、

「日を以て月に易え，已に數百年なり，一旦古に復するは，行い難き也。」

祜は曰く、

「天下をして禮の如くする能わざら使むとも，且くは主上をして服を遂げ使むるは，猶ほ愈らず乎！」

玄は曰く、

「**主上**は（服を）除かず而して天下之を除くは，此れ但だ父子（の禮）のみ有る，復た君臣（の禮）無しと為す也。」

乃ち止む。

■［改めて詔勅］戊辰（4+60-43+1=22 日），群臣は奏して服を易え膳を復するを請い，詔して曰く、

「毎に幽冥を感念し，而も終に苴絰之禮を終るを得ず，以て沉痛（深い哀痛）と為す。況んや當に稻を食い錦を衣るべけん乎（論語の言による）！適に其の心を激切するに足る，相い解く所以に非ざる也。**朕**は本諸生家，禮を傳え來たること久しく，何ぞ一旦便ち此の情を所天（儀禮に曰く、父は子の天なり）に易えるに至らんや！相い從うこと已に多く，試に**孔子**の**宰我**に答える之言を省みる可し，紛紜を事する無かれ也！」

遂に疎素を以て三年を終る。（論語陽貨篇に、宰我が問う、三年の喪は朞已に久し。君子三年を為さざれば禮必ず壞れん。三年樂を為さざれば樂巴必ず崩れん。舊穀既に没し、新穀既に升る、朞にして已む可しと。孔子曰く、夫の稻を食い夫の錦を衣ること、汝に於いて安きかと。曰く、安しと。孔子曰く、汝安くば則ちこれを為せと。宰我出づ。孔子曰く、予（宰我の字）の不仁なるや。子生まれて三年、然る後、父母の懐を免る。夫の三年の喪は天下の通喪なり。予や其の父母に三年の愛あるかと。）

■臣**光**は曰く、「三年之喪は，自ら**天子**が庶人に達すなり，此れ**先王**の禮經，百世まで易らざる者也。**漢文**は心を師として學ばず，古を變じ禮を壞し，父子之恩を絶ち，君臣之義を虧く。後世の**帝王**は哀戚之情に篤き能わず，而して群臣は諂諛し，肯て釐正する莫し。**晉武**に至りて獨り天性を以て矯め而して之を行う，不世之賢君と謂う可し。而るに**裴**、**傅**之徒は，固陋（古い習慣や考えに固執）の庸臣なり，常に習い故に玩れて，其の美を將順（順ってこれを行う）する能わず，惜しい哉！（孝經に曰く、君子の上に事えるや、其の美を將順し其の惡を匡救すと）

呉呉は改元して寶鼎とす。

呉［武昌食料供給に民怨嗟、陸凱の直言］**呉主**は**陸凱**を以て左丞相と為し，**萬彧**を右丞相と為す。**呉主**は人の己を視るを惡み，群臣は侍見するに，敢えて目を舉げる莫し。**陸凱**は曰く、

「君臣は相い識らざる之道無し，若し猝に不虞有れば，赴く所を知らず。」

呉主は乃ち**凱**に自ら視るを聽し，而して它人は故の如し。**呉主**は武昌に居り，揚州（米の供給地）之民は流れに溯りて供給し，甚だ之に苦しみ，又た奢侈は度無く，公私は窮匱する。**凱**は上疎して曰く、

「今四邊は事無く，當に務めて民を養い財を豐にすべし，而るに更に奢を窮め欲を極め，災無く而して民の命は盡く，爲す無く而も國財は空となる，臣は竊かに之を痛（続は憂）む。昔漢室は既に衰え，三家は鼎立す。今**曹**（曹魏）、**劉**（蜀漢）は道を失い，皆な晉の有と為り，此れ目前之明驗也。臣愚は，但だ**陛下**の爲に國家を惜しむ耳。武昌の土地は危險堉确（土が瘠せ石多きなり）にして，王者之都に非ず。且つ童謡に云う、『寧ろ建業の水を飲むとも，武昌の魚を食わじ。寧ろ建業に還りて死すとも，武昌に止まりて居らず（こ

れ流れに溯りて供給する苦しみを謡う)。』と。此を以て之を觀るに，民心と天意とを明らかにするに足る矣。今國に一年之蓄え無く，民は離散之怨有り，國に露根（木を以て喩える、木の根が現れる朕支は抜ける、枯れ死ぬ時なり）之漸有り，而して官吏は務めて苛急を為し，之を或は恤うる無し。**大帝**の時，後宮の列女及び諸織絡（機織り）は數は百に滿たず，**景帝**以來，乃ち千數有り，此れ財を耗らす之甚しき者也。**(5-104p)** 又た左右之臣は，率ね其の人に非らず，群黨は相扶け，忠を害し賢を隠す，此れ皆な政を蠹（木食い虫）し民を病ます者也。臣は願わくは**陛下**は百役を省息し，苛擾を罷め去り，宮女を料り出し，百官を清選すれば，則ち天は悦び民は附き，國家は永く安らかならん矣。」

呉主は悦ばずと雖も，其の宿望を以て，特に之を優容す。

■［詔勅見直し令］九月，詔す、

「今より詔して欲する所有り，及び已に奏して可を得ると雖も，而も事に於いて便ならざる者は，皆な情を隠す可からず。」

■［晉の正朔服色は魏に順う］戊戌（34-12+1=23 日），有司は奏す、

「大晉は魏に禪を受ける，宜しく一に前代の正朔、服色を用いること，**虞**（帝舜）の**唐**（帝堯）に遵う故事の如し。」

之に從う。

■冬，十月，丙午朔（１日、元嘉暦も一致），日之を食する有り。

呉［永安の施但の反乱で孫謙誅殺］永安（浙江省錢唐道武康県、現・湖州市德清県武康鎮）の山賊の**施但**は，民の勞怨に因りて，衆數千人を聚め，**呉主**の庶弟の永安侯の**謙**を劫して亂を作し，北（続は比）に建業に至り，衆は萬餘人，未だ至ざること三十里にして住まり，吉日を擇んで入城す。遣使して**謙**の命を以て**丁固**、**諸葛靚**を召き，**固**、**靚**は其の使いを斬り，兵を發して逆えて牛屯（建業城を去る事 21 里）に戰う。**但**の兵は皆な甲冑無く，卽時に敗散する。**謙**は獨り車中に坐し，生きて之を獲る。**固**は敢えて殺さず，狀を以て**呉主**に白し，**呉主**は其の母及び弟の**俊**を並せて皆な之を殺す。初め，氣を望む者は云く、

「荊州に王氣有り，當に揚州を破らん。」

故に**呉主**は都を武昌に徙す。**但**の反くに及び，自ら以爲らく計を得たりと，數百人を遣わして鼓噪して建業に入り，**但**の妻子を殺さしめて，云う、

「**天子**は荊州の兵をして來たりて揚州の賊を破ら使む。」

■［圜丘方丘之祀］十一月，初めて圜丘、方丘之祀を南北の郊に並（続は幷）せる。（冬至に皇皇たる帝天を圜丘に祭り、夏至に皇皇たる后地を方丘に祭る、今二至の祀を以て二郊に合わせる也。この時倭女王臺與の使者が到着）

■山陽公國（続は山陽國）の督軍を罷め，其の禁制を除く。（魏は漢の獻帝を奉じて山陽公と為し、河内の山陽県の濁鹿城に國し、督軍を置き防禦す。晉の時に至り帝の孫康嗣ぎて立つ。人心漢を去ること久しくここで止める）

呉［呉主の後宮千人］十二月，**呉主**は建業に都を還し，**后**の父の衞將軍、録尚書事の**滕牧**（続、滕牧收×）をして留まりて武昌を鎮せ使む。朝士は**牧**が尊戚なるを以て，頗る推して（牧をして）諫爭せ令め，**滕后**之寵は是に由りて漸く衰え，更に**牧**を遣わして蒼梧に居らしむ。爵位を奪わずと雖も，其の實は遷せる也，道に在りて憂いを以て死す。**何太后**は常に**滕后**を保佑す，太史は又た言く

「中宮を易える可からず。」

呉主は巫覡を信じ，故に廃されざるを得たり，常に昇平宮に供養し，復た進見せず。諸姫は**皇后**の璽紱を佩びる者は甚だ衆く，**滕后**は朝賀表疎を受ける而して已む。**呉主**は黄門をして遍く州郡に行き，将吏の家の女を料取せ使む。其の二千石の大臣の子女は，皆な歳歳に名を言う，年十五、六にして一たび簡閲し，簡閲して中たらざれば，乃ち出でて嫁するを得る。後宮は千を以て数え，而も采擇（続は採擇）して已む無し。(5-105p)

世祖武皇帝上之上泰始三年〈丁亥，２６７年〉

■［立太子に恩赦せず］春，正月，丁卯（3+60-10+1=54 日），子の**衷**を立てて**皇太子**と為す。詔して以て「近世立太子の毎に必ず赦す有り，今世の運は将に平らがんとし，當に之を示すに好惡を以てし，百姓をして多幸之望を絶た使むべし。小人を曲惠（晉書武帝紀には曲惠小仁とする）するは，**朕**は取る無し焉！」
遂に赦せず。

■［李喜の劾奏］司隷校尉の上黨の**李喜**は劾奏（続は劾）す、
「故の立進令の**劉友**、前尚書の**山濤**、中山王の**睦**、尚書僕射の**武陔**は各々官の稲田を佔（続は占）む，請う**濤**、**睦**等の官を免ぜん，**陔**は已に亡せり，請う其の謚を貶せん。」
詔して曰く、
「友は百姓を侵剝し以て朝士を謬惑す。其れ考竟（十分に検討する）し以て邪佞を懲せ。**濤**等は其の過を貳せず，皆な問う所有る勿かれ。**喜**は志を亢くして公に在り，官に當たり而して行う，邦之司直（詩経鄭風羔裘の辭）と謂う可し矣。**光武**は云う有り、『貴戚すら且つ手を斂めて以て二鮑を避く』。其れ群寮に申敕し，各々司（続、詞×）どる所を愼ましめよ，寛宥之恩は，數々遇う可からざる也！」
睦は，**宣帝**之弟の子也。

■［政治の本は刑賞に在り］臣**光**は曰く、「政之大本は，刑賞に在り，刑賞明かならざれば，政は何を以てか成らん！晉の**武帝**は**山濤**を赦し而して**李喜**を褒するは，其の刑、賞に於ける兩つながら之を失う。**喜**が言う所をして是と為さ使めば，則ち**濤**は赦す可からず。言う所を非と為せば，則ち喜は褒するに足りず。之を褒して言わ使め，言いて而して用いざれば，怨は下に結び，威は上に玩ばれん，將に安くにか之を用いん！且つ四臣は同罪にして，**劉友**は誅に伏し而して**濤**等は問わず，貴を避けて賤に施す（42 巻建武 11 年にあり），政と謂う可けん乎！創業之初めにして，而も政の本は立たず，將に以て統を後世に垂れんとするは，亦た難からず乎！

■［李密の固辞］帝は**李喜**を以て**太子**の太傅と為し，犍為の**李密**を徵して**太子**の洗馬（東宮の官属で職は謁者に比す。太子が害し油津するには前駆して威儀を導き圖書を掌る）と為す。**密**は祖母の老いたるを以て，固辭し，之を許す。**密**は人と交わるに，毎に其の得失を公議し而して之を切責す，常に言わく、
「吾は獨り世に立ち，影を顧み儔無し。然るに而して懼れざる者，人に彼此無きを以ての故也。」
呉呉は大赦し，右丞相の**萬彧**を以て巴丘に鎭せしむ。

呉［呉の風俗奢侈に流れ、諫言聞かず］夏，六月，**呉主**は昭明宮（太初宮の東）を作る，二千石以下は，皆な自ら山に入り木を伐るを督す。大いに苑囿を開き，土山、樓觀を起し，伎巧を窮極し，功役之費は億萬

を以て計る。**陸凱**は諫め，聽かず。中書丞の**華覈**は上疎して曰く、

「**漢文**之世，九州は晏然たり，**賈誼**（14 卷漢文帝六年にあり）は獨り以爲らく火を抱きて積薪之下に厝き而して其の上に寢るが如しと。今大敵は九州之地に據り，太半之衆を有ち，國家と相呑之計を為さんと欲す。徒に漢之淮南、濟北而して已むに非ざる也，**賈誼**之世に比して，孰か緩急を為すや？今倉庫は空匱し，編戸は業を失う。而して北方は穀を積み民を養い，**(5-106p)** 心を專らにして東に向う（洛陽や蜀から呉を攻めるは皆東、蜀を魏晉が取ったことを反映）。又た，交趾は淪沒し（前卷魏元帝咸熙元年にあり），嶺表は動搖し，胸背は嫌有り，首尾は難多し。乃ち國朝之厄會也。若し此の急務を捨て，力を功作に盡くせば，卒に風塵不虞之變有らん，當に版築を委てて而して烽燧に應じ，怨民を驅りて而して白刃に赴かすべし，此れ乃ち大敵の因りて以て資と為す所の者也。」

時に呉の俗は奢侈なり。**覈**は又た上疎して曰く、

「今事は多く而して役は繁なり，民は貧しく而して俗は奢なり，百工は無用之器を作り，婦人は綺靡之飾を為し，轉た相い倣傚し，獨り有する無きを恥じる。兵民之家も，猶ほ復た俗（奢侈の風俗）を逐い，内に甑（小甕、二斗を受ける）石之儲無く而るに出でるに綾綺之服有り，上に尊卑等級之差無く，下に財を耗し力を費す之損有り，其の富給を求めるも，庸ぞ得る可けん乎？」

呉主は皆な聽かず。

■秋，七月，**王祥**は睢陵公を以て罷む。

■九月，甲申（20-14+1=7 日），詔して吏俸を增す。

■**何曾**を以て太保と為し，義陽王の**望**を太尉と為し，**荀顗**を司徒と為す。

■星氣（占星の望気）、讖緯（東漢以来の學）之學を禁ず。

呉［呉の明陵の祭り］**呉主**は**孟仁**を以て丞相（の事）を守り，法駕を奉じ東に其の父の**文帝**の神を明陵（呉興の烏程県にあり、孫晧は父を烏程の西山に改葬し明陵という。浙江省錢塘道呉興県、現・湖州市呉興区）より迎えしむ。中使は相い繼ぎ，起居を奉問する。巫覡は言わく、

「**文帝**を見るに被服顔色は平生の如し。」

と。**呉主**は悲喜し，迎えて東門之外に拜す。既に廟に入り，七日に比るまで三たび祭し，諸々の倡伎を設け，晝夜娯樂す。

■是の歲，鮮卑の**拓跋沙漠汗**（入質するは 77 卷魏元帝景元二年にあり）を遣わして其の國に歸らしむ。

世祖武皇帝上之上泰始四年〈戊子，２６８年〉

■［晉の律令の改定］春，正月，丙戌（22-5+1=18 日），**賈充**等は刊修する所の律令（漢律 9 章で 21 篇を增で合計 20 篇 620 条。その律に入らない者は悉く令と為して施行。律令 2926 条）を上る。**帝**は親ら自ら講に臨み，尚書郎の**裴楷**をして執讀せ使む。**楷**は，**秀**之從弟也。侍中の**盧珽**、中書侍郎の范陽の**張華**は新律の死罪の條目を抄（謄写）し，之を亭傳に懸け以て民に示すを請う，之に從う。又た河南尹の**杜預**に詔して黜陟之課を為らしめ，**預**は奏す、

「古者の黜陟するは，心に擬議して，法に泥まず。末世は遠きを紀すこと能わず而して專ら密微を求める，心を疑い而して耳目を信じる，耳目を疑い而して簡書を信じる。簡書は愈々繁く，官方（官となるの方術）は愈々偽る。**魏氏**の考課（劉劭の考課法、その略は 73 卷魏明帝景初元年にあり）は，卽ち京房之遺意にして，其の

文は至って密と謂う可し，然るに苛細に失い以て本體に違える。故に歴代通じる能わざる也。豈に若し唐堯之舊制を申べ，大を取りて小を捨て，密を去りて簡に就き，俾之（続は之）をして從い易からしむるに若かず也！（5-107p）夫れ曲に物理を盡し，神に而して之を明かにするは，其の人に存す乎。人を去り而して法に任じるは，則ち文を以て理を傷つける。達官（副官、一官の長で其の事を上に専達するを得る）に委任し，各々統べる所を考すに若くは莫し，歳ごとに其の人を第し，其の優劣を言い、此くの如く六載すれば，主者は總集し，其の言を采案し，六たび優る（六年倶に勝る）者は超擢し，六たび劣る者は廢免し，優多く劣少なき者は平敘し，劣多く優少なき者は左遷す。其の間は對する所鈞（等し）りあわず，品に難易有るは，主者固に當に輕重を准量し，微かに降殺を加えるべし，曲に法を以て盡すに足らざる也。其の優劣は情に徇い，公論に叶わざる者有れば，當に監司（御史・司隷・諸州刺史）に委ね隨い而して之を彈（弾劾）ずべし。若し上下をして公けに過ちを相い容れ令めば，此れ清議は大いに頽ると為す。考課之法有りと雖も，亦た益無き也。」
事は竟に行わず。

■丁亥（23-5+1=19 日），帝は籍田を洛水之北に耕す。
■戊子（24-5+1=20 日），大赦す。
呉二月，呉主は左御史大夫の丁固を以て司徒と為し，右御史大夫の孟仁（本名は宗、孫皓の字を避けて改名）を司空と為す。
■三月，戊子(24-4+1=21 日），皇太后の王氏は殂す。帝が喪に居る之制，一に古禮に遵う。
■［王祥は卒］夏，四月，戊戌（34-33+1=2 日），睢陵の元公の王祥は卒す，門に雑吊之賓無し。其の族の孫戎は歎じて曰く、
「太保は正始之世に當たりて，能言之流に在らず。間々之と言うに及びて，理致清遠なり，豈に德を以て其の言を掩うに非ず乎！」（胡三省曰く、正始の所謂能く言う者は、何平叔数人なり。魏転じて晉と為る、何ぞ益あらんや。王祥の尚ぶ可き所以は、後母に孝なると晉王を拝せざるとなるのみ。君子猶ほ其の人の柱石に任じて而も人の棟梁を傾けるを謂う。理致清遠とは言か徳か。清談の禍は永嘉に迄り流れて得左に及び、猶ほ未だ已まざるなりと）
■［文明皇后の喪］已亥（35-33+1=3 日），文明皇后（王太后）を葬す。有司は又た奏す、
「既に虞（神を安んずるの祭り。葬日に虞し、柔日に遇うて再び虞し、而して三度虞するには剛日を用いる。骨肉は土に帰し魂気は之かざる所無し。孝子其の彷徨するが為に故に三度祭りて以てこれを安んず）して，衰服を除かん。」
詔して曰く、
「終身之愛を受け而も數年之報無きは，情として忍ばざる所也。」
有司は固く請い，詔して曰く、
「患いは篤孝能わざるに在り，毀傷を以て憂と為す勿かれ。前代の禮典，質文は同じからず，何の必ずしも限るに近制を以てし，達喪（通喪）をして闕然たら使むる乎！」
群臣は請いて已まず，乃ち之を許す。然るに猶ほ素冠疎食し以て三年を終ること，文帝之喪の如し。
■秋，七月，衆星は西に流れて雨の如く而して隕つ。
■己卯（15-2+1=14 日），帝は崇陽陵に謁す。（5-108p）
■九月，青、徐、兗、豫の四州は大水となる。
■［石苞の反乱の誤解を解く］大司馬の石苞は久しく淮南に在り（魏の高貴郷公甘露三年に諸葛誕を平らげ、石苞は代わりて淮南に鎮す、凡そ 11 年），威惠は甚だ著なり。淮北監軍の王琛は之を惡み，密かに、

「**苞**が呉人と交通する」
と表す。會々呉人は將に入寇せんとし，**苞**は壘を築き水を遏(とど)め以て自ら固め，**帝**は之を疑う。**羊祜**は深く**帝**の為に言う、
「**苞**は必ず然らず」
と，**帝**は信じず，乃ち下詔して**苞**が賊勢を料らず，壘を築き水を遏め，百姓を勞擾するを以て，其の官を免ぜんと策す。義陽王の**望**を遣わして大軍を帥いて以て之を征（続は徴）せしむ。（初め）**苞**は河内の**孫鑠**を辟して掾と為す，**鑠**は先に汝陰の**王駿**と善し，**駿**は時に許昌に鎮す，**鑠**は過ぎて之に見(まみ)ゆ。**駿**は台が已に軍を遣わして**苞**を襲わんとするを知り，私に之に告げて曰く、
「禍いに與(あずら)る無かれ！」
鑠は既に出で，馳せて壽春に詣り，**苞**に勸めるに兵を放ち，歩して（壽春の）都亭を出て罪を待たしむ，**苞**は之に従う。**帝**は之を聞き，意は解く。**苞**は闕に詣り，樂陵公を以て第に還る。

【呉は魏・交趾に頻繁に出兵】
呉■［呉は襄陽を攻める］**呉主**は東關に出で，冬，十月，其の將の**施績**をして江夏に入ら使め，**萬彧**をして襄陽を寇せしむ。義陽王の**望**に詔して中軍の歩騎二萬を統べて龍陂（摩陂、名を改めるは 72 巻魏明帝青龍元年にあり、河南省郟県東南、郟鄏は周の旧都で現・洛陽市洛竜区）に屯し，二方の聲援を為さしむ。會々荊州刺史の**胡烈**は**績**を拒み，之を破り，**望**は兵を引いて還る。
呉［交趾の楊稷は呉を再三破る］呉の交州刺史の**劉俊**、大都督の**脩則**、將軍の**顧容**は前後三たび交趾を攻め，交趾太守の**楊稷**は皆な拒みて之を破り，鬱林、九眞は皆な稷に附く。**稷**は將軍の**毛炅**、**董元**を遣わして合浦（広東省欽廉道合浦県、現・広西チワン族自治区北海市合浦県）を攻め，古城に於いて戰い，大いに呉兵を破り，**劉俊**、**脩則**を殺し，餘兵は散りて合浦に還る。**稷**は**炅**を表して鬱林太守と為し，**元**を九眞太守と為す。
呉［呉は合肥を攻める］十一月，呉の**丁奉**、**諸葛靚**は芍陂（水の名、安徽省淮泗道壽県の東、現・淮南市寿県南）を出でて，合肥を攻め，安東將軍の汝陰の**王駿**は拒みて之を卻ける。
■義陽王の**望**を以て大司馬と為し，**荀顗**を太尉と為し，**石苞**を司徒と為す。

世祖武皇帝上之上泰始五年〈己丑，２６９年〉

呉春，正月，**呉主**は子の**瑾**を立てて**皇太子**と為す。
■［秦州を胡烈に支配させる］二月，雍、涼、梁州を分けて秦州を置き，**胡烈**を以て刺史と為す。是より先，**鄧艾**は鮮卑（河西の鮮卑）の降者數萬を納れ，雍、涼之間に於いて置き，民と雜居せしむ，朝廷は其の久しく而して患と為るを恐れ，**烈**が素より西方に著名なるを以て，故に鎮して之を撫せ使む。
■青、徐、兗三州は大水となる。
■［晉は呉討伐を画策］**帝**は呉を滅す之志有り，壬寅（38+60−58+1=41 日），尚書左僕射の**羊祜**を以て都督荊州諸軍事とし，(5−109p) 襄陽に鎮せしむ。征東大將軍の**衞瑾**をして都督青州諸軍事とし，臨菑（山東省謬東道臨淄県、現・淄博市臨菑区）に鎮せしむ。鎮東大將軍の東莞の**王伷**をして都督徐州諸軍事とし，下邳に鎮せしむ。
■［羊祜の墾田兵の成功］**祜**は遠近を綏懐し，甚だ江、漢之心を得る。呉人と與に大信を開布し，降者は去らんと欲すれば，皆な之を聽す。戍邏之卒を減じ，以て田を墾(ひら)くこと八百餘頃。其の始めて至る也，軍

に百日之糧無く，及其の季年に及びて，乃ち十年之積有り。**祜**の軍に在るや，常に輕裘緩帶し，身に甲を被らず，鈴閣之下（鈴下の卒及び閣下の威儀、鈴下は使令あれば鈴を掣きて呼ぶ、閣下の威儀は出入賛導及び謁を納れ事ほを受けるを掌る近侍の士卒），侍衞は十數人に過ぎず。

■［文立は蜀出身者優遇が呉討伐の為と提言］濟陰太守の巴西の**文立**は上言す、

「故の蜀之名臣の子孫の中國に流徙する者は，宜しく才を量りて敘用すべし，以て巴、蜀之心を慰め，呉人之望を傾けん。」

帝は之に從う。己未（55+60−58+1=58 日），詔して曰く、

「**諸葛亮**は蜀に在り，其の心力を盡くし，其の子の**瞻**は難に臨みて而して義に死す（78 巻魏元帝景元四年にあり），其の孫の**京**は宜しく才に隨いて吏に署すべし。」

又た詔して曰く、

「蜀將の**傅僉**父子は其の主に死せり（傅肜が死するは 69 巻魏文帝黄初三年にあり、傅僉は諸葛亮と同時に死す）。天下之善の一也，豈に彼此に由りて以て異と為す哉！**僉**の息（息子）の**著**、**募**は沒して奚官（少府に奚官令ありて男女の没入する者を属す）に入る，宜しく免じて庶人と為すべし。」

■［敢えて程瓊を推薦せず］**帝**は**文立**を以て散騎常侍と為す。漢の故の尚書の犍爲の**程瓊**は，雅（もと）より德業有り，**立**と深く交わる。**帝**は其の名を聞き，以て**立**に問い，對えて曰く、

「臣は至って其の人を知る，但だ年は八十に垂々とし，稟性謙退にして，復た當時之望無し（其の意望は聞達を当時に求めざる也），故に以て上聞せざる耳。」

瓊は之を聞き，曰く、

「**廣休**（文立の字）は黨せずと謂う可し矣，此れ吾が夫（か）の人を善とする所以也。」

■秋，九月，星有りて紫宮に孛す。

呉冬，十月，呉は大赦し，改元して建衡とす。

■皇子の**景度**を封じて城陽王と為す。

呉［陸凱は何定を非難］初め，汝南の**何定**は嘗て呉の**大帝**の給使と為り，**呉主**の卽位に及び，自ら**先帝**の舊人なるを表し，還りて内侍となるを求める。**呉主**は以て樓下都尉と為し，酤釀の事を典知せしめ，遂に專ら威福を為す。**呉主**は之を信任し，委ねるに衆事を以てす。左丞相の**陸凱**は面のあたりに**定**を責めて曰く、

「卿は前後の主に事えて不忠にして，國政を傾亂するを見るに，寧んぞ壽を以て終るを得る者有らん邪！何を以てか專ら奸邪を為し，天聽を塵穢す！宜しく自ら改厲すべし，然らざれば，方に卿が不測之禍有るを見る。」

定は大いに之を恨む。**凱**は心を公家に竭し，忠懇は内より發し，表疎するに皆な事を指して飾らず（皆実事を指摘して文飾を為さず）。疾病に及び，**呉主**は中書令の**董朝**を遣わして言わんと欲する所を問わしむ，**凱**は陳ず

「**何定**は信用する可からず，(5−110p) 宜しく授けるに外任を以てすべし。**奚熙**は小吏にして，浦里塘（続、浦里田?）を建起す，亦た聽く可からず。**姚信**、**樓玄**、**賀邵**、**張悌**、**郭逴**、**薛瑩**、**滕修**及び族弟の**喜**、**抗**，或は清白忠勤にして，或は資才卓茂にして，皆な社稷之良輔なり，願わくは**陛下**は重ねて神思を留め，訪うに時務を以てし，各々其の忠を盡し，萬一を拾遺せ使めよ。」

邵は，**齊**（孫権の将）之孫。**瑩**は，**綜**之子。**玄**は，沛人。**修**は，南陽人也。**凱**は尋いで卒す。**呉主**は素より

其の切直を銜(ふく)み，且つ日々に**何定**之譖を聞く，之久しく，竟に**凱**の家を建安（福建省建安道建甌県、現・南平市建甌市）に徙す。

呉［交趾攻略軍出発］**呉主**は監軍の**虞汜**、威南将軍の**薛珝**、蒼梧太守の丹楊の**陶璜**を遣わして荊州道よりし，監軍の**李勗**、督軍の**徐存**を建安の海道よりし，皆な合浦に會し，以て交趾を撃たしむ。

■［東宮の師傅崇敬］十二月，有司は奏す、

「**東宮**は敬を二傅（晉の制で大傅は中二千石、少傅は二千石、太子は先ず諸傅を拝して然る後にこれに答える）に施すべし，其の儀は同じからず。」

帝は曰く、

「夫れ師傅を崇敬するは，道を尊び教を重んじる所以也。何ぞ臣不臣（蓋し有司の奏する言）と言う乎！其れ**太子**をして拜禮を申(かさ)ね令めるべし。」

世祖武皇帝上之上泰始六年〈庚寅，２７０年〉

呉春，正月，呉の**丁奉**は渦口（渦水が淮水に入る口、安徽省淮泗道懐遠県、現・蚌埠市懐遠県）に入り，揚州刺史の**牽弘**は撃ちて之を走らす。

呉呉の**萬彧**は巴丘より建業に還る。

呉［呉主は陸抗の上疏も聞かず］夏，四月，呉の左大司馬の**施績**は卒す。鎮軍大將軍の**陸抗**を以て都督信陵（建平郡に属す、湖北省荊南道秭歸県、現・宜昌市秭帰県）、西陵（湖北省荊南道宜昌県、現・宜昌市西陵）、夷道（西陵に同じ）、樂鄉（湖北省荊南道松滋県、現・荊州市松滋市）、公安（湖北省荊南道公安県、現・荊州市公安県）諸軍事とし，樂鄉に治せしむ。**抗**は**呉主**の政事多く闕けるを以て，上疎して曰く、

「臣は聞くに德均しきときは則ち衆き者は寡きに勝ち，力侔(ひと)しきときは則ち安き者は危きを制すと。此れ六國の秦に並せられる所以、西楚（項羽）の漢に屈せし所以也。今敵之據る所は，特に關右之地（秦の地）、鴻溝以西（漢の拠る地）のみに非ず，而して國家は外に連衡之授無く，内に西楚之強きに非ず，庶政陵遲し，黎民は未だ乂(おさ)まらず。議者の恃む所は，徒だに長江、峻山の封域を限帶するを以てす。此れ乃ち國を守る之末事にして，智者之先とする所に非ざる也。臣は念いて此に及ぶ毎に，中夜枕を撫で，餐に臨みて食を忘れる。夫れ君に事える之義は，犯して而して欺く勿し，謹んで時宜十七條を陳べ以て聞す。」

呉主は納れず。

呉［何定は李勗誅殺］**李勗**(りきょく)は建安の道利あらずを以て，導將の**馮斐**を殺し，軍を引いて還る。初め，**何定**は嘗て子の為に**勗**に求婚し，**勗**は許さず。乃ち白く、

「**勗**は枉げて**馮斐**を殺し，擅に軍を徹して還る」

と，**勗**及び**徐存**を誅し，其の家屬を並せ，仍て**勗**の屍を焚く。**定**は又た諸將をして各々御犬を上ら使む，一犬は直縑(あたい)は數十匹に至り，纓紲（犬を繋ぐ縄）は直錢一萬，以て兔を捕え廚に供す。**(5-111p) 呉人**は皆な罪を**定**に歸す，而るに**呉主**は以て忠勤と為し，爵の列侯を賜る。**陸抗**は上疎して曰く、

「小人は理道に明かならず，見る所既に淺く，情を竭くし節を盡くさ使むと雖も，猶ほ任ずるに足らず，況んや其の奸心は素より篤く而して憎愛は移易する哉！」

呉主は從わず。

■六月，戊午（54-51+1=4 日），**胡烈**は鮮卑の**禿髪樹機能**を萬斛堆（甘粛省原道固原県、現・固原市原州区）に討ち，

兵は敗れ殺を被る。都督雍、涼州諸軍事の扶風王の**亮**は將軍の**劉旂**を遣わして之を救わしめ，**旂**は觀望して進まず。**亮**は坐して貶せられて平西將軍と為り，**旂**は斬に當たる。**亮**は上言して、

「節度之咎は，**亮**に由り而して出ず，乞う**旂**（続は其）の死を丐(あた)えよ（助命嘆願）。」

詔して曰く、

「若し罪は**旂**に在らざれば，當に在る所有るべし。」

乃ち**亮**の官を免ずる。尚書の樂陵の**石鑒**を遣わして安西將軍を行わしめ，秦州諸軍事を都督し，**樹機能**を討たしむ。**樹機能**の兵は盛なり，**鑒**は秦州刺史の**杜預**をして兵を出して之を撃た使む。**預**は以えらく、

「虜は勝ちに乗りて馬肥え，而して官軍は縣乏（懸軍）す，宜しく力を並せて大いに芻糧を運び，春を須ちて進み討つべし。」

鑒は**預**を奏す、

「軍興を稽乏す」

と，檻車をもて征（続は徴）して廷尉に詣らしめ，贖を以て論ず。既に而して**鑒**は**樹機能**を討ち，卒に克つ能わず。

■秋，七月，乙巳（41-20+1=22 日），城陽王の**景度**は卒す。

■丁未（43-20+1=24 日），汝陰王の**駿**を以て鎮西大將軍，都督雍、涼等州諸軍事と為し，關中に鎮ぜしむ。

■冬，十一月，皇子の**東**を立てて汝南王と為す。

呉［呉の孫秀は來奔］**呉主**の從弟の前將軍の**秀**は夏口の督為り，**呉主**は之を惡み，民間は皆な言う、

「**秀**は當に圖見るべし。」

會々**呉主**は**何定**を遣わして兵五千人を將して夏口に獵せしむ，**秀**は驚き，夜妻子、親兵數百人を將いて來奔す。十二月，**秀**を拜して驃騎將軍、開府儀同三司とし，會稽公に封じる。

呉是の歳，呉は大赦す。

■［匈奴は劉氏を名乘る］初め，魏人は南匈奴の五部（67 卷漢獻帝建安 21 年に見える、山西省の北辺）を并州の諸郡に居らせ，中國の民と雜居せしむ。（匈奴は）自ら謂えらく其の先は漢氏の外孫なりと，因りて改姓して**劉氏**とす。（漢高帝は女を匈奴単于に妻合せ、故に外孫とする。後の前趙・劉淵などもこの例）

世祖武皇帝上之上泰始七年〈辛卯，２７１年〉

■春，正月，匈奴の右賢王の**劉猛**は叛して塞を出る。

■［石鑒の失脚］豫州刺史の**石鑒**は呉軍を撃ちて虚しく首級を張るに坐す，詔して曰く、

「**鑒**は大臣に備わり，吾が信を取る所なり，而して乃ち下と同じく詐を為す，義として爾(しか)るに得る乎！今田里に遣り歸し，終身復た用いるを得ず。」

呉［呉主は讖文を信じて挙兵、大雪で失敗］呉人の**刁玄**は詐りて讖文を增して云く、

「黃旗紫蓋は，東南に見える，終に天下を有つ者は，（5-112p）荊、揚之君なり。」

呉主は之を信じる。是の月晦，大いに舉兵して華里（建業の西）に出で，**太后**、**皇后**及び後宮數千人を載せて，牛渚（安徽省蕪湖道當塗県、現・馬鞍山市当塗県）より西上す。東觀令の**華譚**等は固く諫めるも，聽かず。行きて大雪に遇い，道は塗り陷壞し，兵士は甲を被り仗を持ち，百人共に一車を引き，寒凍して殆んど死し，皆な曰く、

「若し敵に遇えば，便ち當に戈を倒さん。」
呉主は之を聞き，乃ち還る。**帝**は義陽王の**望**を遣わして中軍二萬、騎三千を統べて壽春に屯し以て之に備えしめ，呉師の退くを聞き，乃ち罷む。
■三月，丙戌（22-16+1=7 日），巨鹿元公の**裴秀**は卒す。
呉夏，四月，呉の交州刺史の**陶璜**は九眞太守の**董元**を襲い，之を殺す。**楊稷**は其の將の**王素**を以て之に代える。
■北地の胡は金城を寇し，涼州刺史の**牽弘**は之を討つ。衆胡は皆な内に叛き，**樹機能**と共に**弘**を青山に圍み，**弘**の軍は敗れ而して死す。

■［胡烈、牽弘は綏邊之材に非ず］初め，大司馬の**陳騫**は**帝**に言って曰く
「**胡烈**、**牽弘**は皆な勇に而して無謀なり，自ら用いるには強し，邊を綏んじる之材に非ざる也，將に國の恥を為さんとす。」
時に**弘**は揚州刺史為り，多く**騫**の命に承順せず，**帝**は以爲えらく**騫**は**弘**と協せず而して之を毀ると，是に於いて**弘**を征（続は徴）す。既に至り，尋いで復た以て涼州刺史と為す。**騫**は竊に歎息し，以て必ず敗れると為す。二人は果たして羌戎之和を失い，兵は敗れ身は沒し，征討は連年にして，僅に而して能く定まり，**帝**は乃ち之を悔いる。
■五月，皇子の**憲**を立てて城陽王と為す。
■辛丑（37-15+1=23 日），義陽の成王の**望**は卒す。

■［賈充を都督秦涼に出す］侍中、尚書令、車騎將軍の**賈充**は，**文帝**の時より寵任されて事を用いる。**帝**之**太子**と為るや（77 巻 78 巻魏紀にあり），**充**は頗る力有り，故に益々**帝**の寵有り。**充**の人と為りは巧諂にして，太尉、行太子太傅の**荀顗**、侍中、中書監の**荀勗**、越騎校尉の安平の**馮紞**と相い黨友を為し，朝野は之を惡む。**帝**は侍中の**裴楷**に問うに方に今の得失を以てす。對えて曰く、
「**陛下**は命を受け，四海は風を承く。未だ德を**堯**、**舜**に比せざる所以の者は，但だ**賈充**之徒を尚ほ朝に在るを以てす耳。宜しく天下の賢人を引き，與に政道を弘め，宜しく人に示すに私を以てすべからざるべし。」
侍中の樂安の**任愷**、河南尹の潁川の**庾純**は皆な**充**と協せず，**充**は其の近職（侍中）を解かんと欲し，乃ち薦むに、
「**愷**は忠貞なり，宜しく東宮に在るべし」
帝は**愷**を以て**太子**の少傅と為し，而して侍中は故の如し。會々**樹機能**は秦、雍を亂（続は寇亂）し，**帝**は以て憂と為す，**愷**は曰く、
「宜しく威望の重臣の智略有る者を得て以て之を鎭撫すべし。」
帝は曰く、
「誰か可なる者や？」
愷は因りて**充**を薦し，**純**も亦た之を稱す。秋，七月，癸酉（9+60-14+1=56 日），**充**を以て都督秦、涼二州諸軍事，侍中と為し、車騎將軍は故の如し。**充**は之を患う。

呉［呉は交趾を攻略成功］呉の大都督の**薛珝**は**陶璜**等兵十萬と共に交趾を攻め，城中の糧は盡き援は絶

え，呉の陥とす所と為り，**楊稷**、**毛炅**等を虜とする。**璜**は**炅**の勇健を愛し，之を活かさんと欲す，**炅**は**璜**を殺さんと謀り，**璜**は乃ち之を殺す。**脩則**（炅に殺されるは前の四年にあり）之子の**允**は，生きて其の腹を剖き，其の肝を割り，曰く、

「復た能く賊を作すや不や？」

炅は猶ほ罵りて曰く、

「恨むは汝が**孫皓**を殺さざるを，汝の父は何ぞ死狗ぞ也！」

王素は南中に逃げ歸らんと欲し，呉人は之を獲て，九眞、日南は皆な呉に降る。呉は大赦し，**陶璜**を以て交州牧と為す。**璜**は討ちて夷獠を降し，州境は皆な平ぐ。

■八月，丙申（32+60−44+1=49 日、元嘉暦では八月閏月あり），城陽王の**憲**は卒す。

■益州の南中四郡を分けて寧州（建寧郡を以て州の名にし、建寧・興古・雲南・永昌の四郡を統べる）を置く。

呉九月，呉の司空の**孟仁**は卒す。

■冬，十月，丁丑（１日、13−13+1=1 で元嘉暦にも一致）朔，日之を食する有り。

■十一月，**劉猛**は并州（太原・上黨・西河・樂平・雁門・新興を統べる）を寇し，并州刺史の**劉欽**等は撃ちて之を破る。

■<u>［賈充は太子に婚姻して留任に成功］</u>**賈充**は將に鎮に之かんとし，公卿は夕陽亭（河南城の西にあり）に餞す。**充**は私に計を**荀勗**に問い，**勗**は曰く、

「公は宰相と為り，乃ち一夫の制する所と為る，亦た鄙（いや）しからず乎！然るに是の行なる也，之を辭するは實に難し，獨だ婚を**太子**に結ぶあるのみ，辭せず而して自ら留まる可し矣。」

充は曰く、

「然らば（続は則あり）孰（たれ）に懷を寄せる可きや？」

勗は曰く、

「**勗**は請う之を言わん。」

因りて**馮紞**に謂って曰く、

「**賈公**は遠く出で，吾等は勢を失わん。**太子**の婚は尚ほ未だ定まらず，何ぞ**帝**に勸めて**賈公**之女を納れざらん乎！」

紞も亦た之を然りとする。初め，**帝**は將に**衞瓘**女を納れて**太子**の妃と為さんとし，**充**の妻の**郭槐**は**楊后**の左右に賂し，**后**をして**帝**を説か使め，其の女を納れるを求める。**帝**は曰く、

「**衞公**の女は五可有り，**賈公**の女は五不可有り。**衞氏**は種賢に而して子多く，美に而して長、白なり。**賈氏**の種は妬に而して子少なく，丑（続は醜）に而して短、黑なり。」

后は固く以て請うを為す，**荀顗**、**荀勗**、**馮瓘**は皆な稱す、

「**充**の女は絶美にして，且つ才德有り

と，**帝**は遂に之に從う。**充**を留めて復た舊任に居らしむ。

■十二月，光祿大夫の**鄭袤**を以て司空と為し，**袤**は固く辭して受けず。

■是の歲，安樂思公の**劉禪**は卒す。

呉呉は武昌の都督の廣陵の**范慎**を以て太尉と為す。右將軍の司馬（呉志三嗣主傳には右大司馬とする）の**丁奉**は卒す。

呉呉は明年の元（元号）を改めて鳳凰と曰う。

世祖武皇帝上之上泰始八年〈壬辰，２７２年〉

■春，正月，監軍の**何楨**は**劉猛**を討ち，屢々之を破り，潜かに利を以て其の左部（五部の一つ）帥の**李恪**を誘い，(5-114p) **恪**は**猛**を殺して以て降る。

■［皇太子は賈妃を畏れる］二月，辛卯（27-11+1=17 日），皇太子は**賈妃**を納れる。妃の年十五，**太子**より二歳長じ，妬忌（嫉妬忌避）にして權詐多く，**太子**は嬖（寵愛）し而して之を畏れる。

■［司馬孚は素棺を以てす］壬辰（28-11+1=18 日），安平獻王の**孚**は卒す，年九十三なり。**孚**の性は忠愼，**宣帝**は政を執るや，**孚**は常に自ら退損す。後に廢立之際（76 巻正元元年 77 巻景元元年にあり）に逢い，未だ嘗て謀に預らず。**景**、**文**二帝は**孚**の屬の尊きを以て，亦た敢えて逼らず。**帝**の卽位に及び，恩禮は尤も重し。元會に，**孚**に詔して輿に乘りて殿に上らしむ，**帝**は阼階（東階にして主人の階）に於て迎え拜す。旣に坐し，親ら觴（さかずき）を奉じて壽を上（たてまつ）り，家人の禮の如し。**帝**は拜する毎に，**孚**は跪きて而して之を止める。**孚**は尊寵せ見ると雖も，以て榮と為さず，常に憂色有り。終りに臨みて，遺令して曰く、

「魏の貞士有り、河内の**司馬孚**の字は**叔達**，伊（尹伊）ならず周（周公）ならず，夷（伯夷）ならず惠（柳下惠、周王朝期の魯の国の賢者で、道徳が高尚）ならず，立身して道を行い，終始一の若し。當に衣するに時服を以てし，斂するに素棺を以てすべし。」

詔して東園（少府に属する署の名前で、この器を作る工房）温明（形は方漆桶の様で一面を開き、漆絵し鏡を中に置き、屍の上に懸け大斂に幷に之を蓋う）の秘器（梓棺、凶具なので秘す）を賜わり，諸々の施行する所，皆な漢の**東平獻王**（48 巻章帝建初八年にあり）の故事に依る。其の家は**孚**の遺旨に遵い，給する所の器物は，一に施用せず。

■［逆に鄭徽の官を免じる］**帝**は右將國の**皇甫陶**と事を論じ，**陶**は**帝**と言を爭い，散騎常侍の**鄭徽**は表して之を罪するを請う，**帝**は曰く、

「忠讜（忠誠正直）之言は，唯だ聞かざるを患える。**徽**が職を越えて妄に奏するは，豈に**朕**之意なるや！」

遂に徽の官を免じる。

■［益州反乱、皇甫晏の張弘は主殺しで討伐］夏，汶山（四川省西川道茂建の郡、旧茂州・松潘の地、現・アバ・チベット族チャン族自治州松潘県）の白馬胡は諸種を侵掠す，益州（蜀・犍為・汶山・漢壽・江陽・朱提・越嶲・[牛羊] 柯を統べる）刺史の**皇甫晏**は之を討たんと欲す。典學從事（学校及び部の諸郡の文學掾を典る）の蜀郡の**何旅**等は諫めて曰く、

「胡夷は相い殘うは，固より其の常の性なり，未だ大患と為らず。今盛夏にして軍を出せば，水潦は將に降らんとし，必ず疾疫有り，宜しく秋、冬を須ちて之を圖るべし。」

晏は聽かず。胡の**康木子燒香**は言わく、

「軍出でれば必ず敗れん」

と，**晏**は衆を沮むと以て為し，之を斬る。軍は觀阪（汶山郡都安県に在り、四川省西川道灌県、現・成都市都江堰市）に至り，牙門の**張弘**等は汶山の道險しきを以て，且つ胡衆を畏れ，因りて夜亂を作し，**晏**を殺し，軍中は驚擾し，兵曹從事（漢以来諸州に軍事有る時に置く）の犍爲の**楊倉**は兵を勒して力戰し而して死す。**弘**は遂に**晏**を誣い，云う、

「己を率いて共に反す」

と，故に之を殺し，首を京師に傳える。**晏**の主簿（州の主簿は閤下の事を錄し文書を省覽す。郡の主簿にほぼ同じ）の蜀郡の**何攀**は，方に母の喪に居り，之を聞き，洛に詣り**晏**の反せざるを證し，**弘**等は兵を縦ちて抄掠す。廣

漢（廣漢郡は廣漢県に治す、四川省嘉陵道遂寧県の東北、現・遂寧市船山区）の主簿の**李毅**は、太守弘農の**王濬**に言って曰く、

「**皇甫侯**は諸生より起こる，何を求めて而して反するや！且つ廣漢は成都と密邇し，而して梁州に統べられる者は，**(5-115p)** 朝廷は以て益州之衿領を制し，正に今日之變を防がんと欲する也。今益州に亂有るは，乃ち此の郡之憂也。**張弘**は小豎にして，衆の與せざる所なり，宜しく卽時に赴き討つべし，失う可からざる也。」

濬は先ず上に請わんと欲し，**毅**は曰く、

「主を殺す之賊は，惡為ること尤も大なり，當に常制に拘わらざるべし，何の請う之有らん！」

濬は乃ち兵を發して**弘**を討つ。詔して**濬**を以て益州刺史と為す。**濬**は**弘**を擊ち，之を斬り，三族を夷げる。**濬**を關内侯に封じる。

■<u>［帝と羊祜は王濬に呉討伐を密命］</u>初め，**濬**は**羊祜**の參軍と為る，**祜**は深く之を知る。**祜**の兄の子の**暨**は**濬**に白す、

「（続、濬の）人と為りは志は大きく奢侈なり，專ら任ず可からず，宜しく以て之を裁（裁制）する有るべし。」

祜は曰く、

「**濬**は大才有り，將に以て其の欲する所を濟さんとす，必ず用いる可き也。」

更に轉じて車騎從事中郎（車騎将軍羊祜の從事中郎で秩は千石）と為す。**濬**は益州に在るや，明かに威信を立て，蠻夷は多く之に歸附す。俄に大司農に遷る。時に**帝**は**羊祜**と陰に呉を伐たんと謀り，**祜**は以爲えらく呉を伐つは宜しく上流之勢に藉るべしと，密に表して**濬**を留めて復た益州刺史と為し，水軍を治せ使む。尋いで龍驤將軍（ここに称号始まる）を加え，益、梁の諸軍事を監せしむ。

■<u>［大造船事業］</u>**濬**に詔して屯田兵（続は屯田軍）を罷め，大いに舟艦を作らしむ。別駕の**何攀**は以て爲す

「屯田兵は五六百人に過ぎず，船を作るは猝に辦ずる能わず，後の者は未だ成らず，前の者は已に腐る。宜しく諸郡の兵を召し萬餘人を合わせて之を造るべし，歲終わりに成る可し。」

濬は先ず上して報を須たんと欲するも，**攀**は曰く、

「朝廷は猝に萬兵を召すを聞けば，必ず聽さず。輒ち召すに如かず，設え當に卻け見れるとも，功夫已に成れば，勢は止むを得ず。」

濬は之に從い，**攀**をして舟艦器仗を造るを典ら令む。是に於いて大艦を作り，長は百二十步，二千餘人を受け，木を以て城と為し，樓櫓を起し，四出の門を開き，其の上は皆な馬を馳せて往來するを得る。時に船を造る木柹（木屑）は，江を蔽いて而して下り，呉の建平（湖北省荊南道秭帰県、現・宜昌市秭帰県）太守の呉郡の**吾彦**は流柹を取り以て**呉主**に白して曰く、

「晉は必ず呉を攻める之計有り，宜しく建平の兵を增して以て其の衝要を塞ぐべし。」

呉主は從わず。**彦**は乃ち鐵鎖を為して江路を横斷す。

■<u>［虎符無しでの募兵を張敞は咎める］</u>**王濬**は中制を受けて兵を募ると雖も，而るに虎符無し。廣漢太守の敦煌の**張敞**は**濬**の從事を收めて列上す。**帝**は**敞**を召して還らしめ，責めて曰く、

「何ぞ密に啓せず而して便ち從事を收めるや？」

敞は曰く、

「蜀、漢は絶遠にして，**劉備**は嘗て之を用いる矣。輒ち收えるとも，臣は猶ほ以て輕しと為す。」

帝は之を善しとする。

■壬辰（何月か不明），大赦す。

■［賈充と任愷の派閥争いを帝は責めず］秋，七月，**賈充**を以て司空，侍中、尚書令と為し、兵を領するは故の如し。**充**は侍中の**任愷**と皆な**帝**の寵任する所と為る，**充**は専ら名勢を欲し，而して**愷**を忌み，是に於いて朝士は各々附く所有り，朋黨は紛然とする。**帝**は之を知り，**充**、**愷**を召し式乾殿に宴し而して之に謂って曰く、(5-116p)

「朝廷は宜しく一なるべし，大臣は當に和すべし。」

充、**愷**は各々拝謝す。既に而して**充**、**愷**は**帝**の已に知り而して責めざるを以て，愈々憚る所無く，外には相い崇重し，内には怨むこと益々深し。**充**は乃ち**愷**を薦めて吏部尚書と為し，**愷**は（侍中でなくなったから）侍覲すること轉た希なり，**充**は因て**荀勗**、**馮紞**と間を承けて共に之を譖り，**愷**は是に由りて罪を得，家に廢す。

呉■［歩闡は呉から晉に走る］八月，**呉主**は昭武將軍、西陵督の**歩闡**(ほせん)を征（続は徴）す。**闡**は世々（孫権は歩騭を用いて西陵を督せしめ、子の協、弟闡と継ぐ）西陵に在り，猝に徴せ被れ，自ら職を失わんと以(おも)い，且つ讒有るを懼れ，九月，城に據りて來降し，兄（歩協）の子の**璣**、**璿**を遣わして洛陽に詣りて任（人質）と為す。詔して**闡**を以て都督西陵諸軍事、衛將軍、開府儀同三司、侍中と為し，交州の牧を領せしめ，宜都公に封じる。

■冬，十月，辛未（１日、元嘉暦も一致）朔，日之を食する有り。

■［敦煌に太守二人］敦煌太守の**尹璩**は卒す。涼州刺史の**楊欣**は敦煌令の**梁澄**を表して太守を領せしむ。功曹の**宋質**は輒ち**澄**を廢し，議郎の**令狐豐**（令狐は姓）を表して太守と為す。**楊欣**は兵を遣わして之を計り，**質**の敗る所と為る。

呉■［西陵を巡る陸抗の駆け引き］呉の**陸抗**は**歩闡**の叛するを聞き，亟に將軍の**左奕**、**吾彦**等を遣わして之を討たしむ。**帝**は荊州刺史の**楊肇**を遣わして**闡**を西陵に迎えしめ，車騎將軍の**羊祜**をして歩軍を帥いて江陵に出でしめ，巴東監軍の**徐胤**をして水軍を帥いて建平を擊ち，以て**闡**を救わしむ。**陸抗**は西陵の諸軍に敕して嚴圍を築き，赤谿（湖北省荊南道旧宜昌府内、現・宜昌市）より故市（四川省東川道旧夔州府内）に至り，内は以て**闡**を圍み，外は以て晉兵を御がしむ。晝夜催切（催促）して，敵已に至るが如し，衆は甚だ之に苦しむ。諸將は諫めて曰く、

「今宜しく三軍之鋭きに及び，急に**闡**を攻め，晉の救い至る比(ころ)おい，必ず拔く可き也，何ぞ圍を事として，以て士民之力を敝(つか)らさん！」

抗は曰く、

「此の城は處勢既に固く，糧穀も又た足り，且つ凡そ備御之具は，皆な**抗**が宿(つと)に規(はか)る所なり（陸抗が嘗て西陵を督す）。，今反って之を攻めれば，猝に拔く可からず。北兵は至り而して備え無し，表裡に難を受け，何を以て之を御がん！」

諸將は皆な**闡**を攻めんと欲し，**抗**は衆心を服せんと欲し，聽して一たび攻め令め，果たして利無し。圍備始めて合う，而して**羊祜**の兵五萬は江陵に至る。諸將は咸な以えらく、**抗**は宜しく上る（樂郷より西陵に赴く）可からずと，**抗**は曰く

「江陵の城は固く兵は足り，憂う可き者無し。假(たと)令敵が江陵を得るとも，必ず守る能わず，損する所の者は小なり。若し晉が西陵に據れば，則ち南山（江南の諸山は群夷の依阻する所）の群夷は皆な當に擾動すべし，其の患は量る可からざる也！」

乃ち自ら衆を帥いて西陵に赴く。

呉■［江陵の大堰の攻防］初め，**抗**は江陵之北は，道路の平易なるを以て，江陵の督の**張咸**に敕して大堰を作り水を遏め，平土を漸漬せしめ以て寇叛を絶つ。**羊祜**は遏る所の水に因りて、(5-117p) 船を以て糧を運ばんと欲し，揚聲して將に堰を破り以て歩軍を通さんとす。**抗**は之を聞き，**咸**をして亟に之を破ら使む。諸將は皆な惑い，屢々諫め，聽かず。**祜**は當陽に至り，堰敗れると聞き，乃ち船を改めて車を以て糧を運び，大いに功力を費す。

呉■［陸抗は楊肇を破り、西陵に勝つ］十一月，**楊肇**は西陵に至る。**陸抗**は公安の督の**孫遵**をして南岸に循いて**羊祜**を御が令め（羊祜の軍を渡らせない），水軍の督の**留慮**をして**徐胤**を拒がしむ（徐胤が流れに乗って東下するを恐れる），**抗**は自ら大軍を將いて圍に憑りて**肇**に對する。將軍の**朱喬**、營都督の**兪贊**は亡げて**肇**に詣る。**抗**は曰く、

「**贊**の軍中の舊吏は，吾の虚實を知る。吾は常に夷兵の素より簡練せざるを慮り，若し敵が圍（長囲）を攻めれば，必ず先ず此の處なり。」

卽ち夜夷兵を易え，皆な精兵を以て之を守る。明くる日，**肇**は果たして故の夷兵の處を攻める。**抗**は命じて之を擊たしめ，矢石は雨のように下り，**肇**の衆は傷つき（続には無し）、死者は相い屬く。十二月，**肇**の計は屈し，夜遁げる。**抗**は之を追わんと欲し，而るに**步闡**が力を畜えて間を伺うを慮り，兵を分かつに足らず，是に於いて但だ鼓を鳴らして衆を戒め，將に追わんとする者の如し。**肇**の衆は兇懼し，悉く甲を解いて挺走（身を抜きて走る）する。**抗**は輕兵をして之を躡ま使め，**肇**の兵は大敗し，**祜**等は皆な軍を引いて還る。**抗**は遂に西陵を抜き，**闡**及び同謀の將吏數十人を誅し，皆な三族を夷げ，自餘は請いて赦す所の者は數萬口なり。東に樂鄉に還り，貌は矜色無く，謙沖（謙遜）なること常の如し。**呉主**は**抗**に都護（左右都護あり）を加える。**羊祜**は坐して平南將軍に貶せられ，**楊肇**は免じて庶人と為る。

呉［呉主は益々張大］**呉主**は旣に西陵に克ち，自ら天助を得ると謂い，志は益々張大にして，術士の**尚廣**をして天下を取るを筮せしめ，對えて曰く、

「吉なり。庚子の歳（正に其の後呉の滅ぶ年なり、孫皓が洛陽に入る年），青蓋（の車、天子の車）は當に洛陽に入るべし。」

呉主は喜び，德政を修めず，專ら兼併之計を為す。

■［賈充と庾純の言い争いの顛末］**賈充**は朝士と宴飲し，河南尹の**庾純**は醉い，**充**と言を爭う。**充**は曰く、

「父老をも，歸りて供養せず，卿は天地無しと為すや！」

純は曰く、

「高貴鄉公は何くに在るや？」（其の君を弑逆するを揶揄、魏からの簒奪）

充は慚じ怒り，上表して職を解く。**純**も亦た上表して自ら劾す。詔して**純**の官を免じ，仍って五府（当時賈充以外に公位に居る者は五人）に下し其の臧否を正す。**石苞**は以爲く、

「**純**は榮官にして親を忘れる，當に除名すべし」

と。齊王の**攸**等は以爲く、

「**純**は禮律に於いて未だ違う有らず。」

詔して**攸**の議に從い，復た**純**を以て國子祭酒（帝ははじめて國子學を立て、定めて國子祭酒・博士各々一人、助教 15 人を置き生徒を教える）と為す。

呉［萬彧らに毒酒］**呉主**之華里に遊ぶ也（前の七年にあり），右丞相の**萬彧**は右大司馬の**丁奉**、左將軍の**留平**

と密かに謀りて曰く、
「若し華里に至りて歸らざれば，社稷の事は重し，(5-118p) 自ら還らざるを得ず。」
呉主は頗る之を聞き，**竦**等が舊臣なるを以て，隠忍して發せず。是の歳，**呉主**は會に因りて，毒酒を以て**竦**に飲ましめ，酒を傳える人は私に之を減ず。又た**留平**に飲ましむ，**平**は之を覺り，他藥を服して以て解き，死せざるを得たり。**竦**は自殺す。**平**は憂懣し，月餘に亦して死す。**竦**の子弟を廬陵に徙す。
呉［賀邵の諫言、呉主喜ばず］初め，**竦**は忠清之士を選びて以て近職に補せんと請い，**呉主**は大司農の**樓玄**を以て宮下鎮，主殿中事と為す。**玄**は身を正しくして衆を帥い，法を奉じて而して行い，應對切直なり，**呉主**は浸く悦ばず。中書令領太子の太傅の**賀邵**は上疎して諫めて曰く、
「頃年（近年）より以來，朝列は紛錯し，眞偽は相い貿り，忠良は排墜し，信臣は害を被る。是を以て正士は方を摧き（圭角を削りて円と為す）而して庸臣は苟くも媚び，意に先だちて指を承け，各々時趣を希う。人は理に反く之評を執り，士は道に詭う之論を吐き，遂に清流をして濁に變じ，忠臣をして舌を結ばしむ。**陛下**は九天之上に處り，百里之室（管子に曰く、堂上は百里よりも遠しと）に隠れ，言出ずれば風のように靡き，令行えば景のように從う。寵媚之臣を親洽（親近）し，日々に意に順う之辭を聞く（忖度の言），將に謂わんとするは此の輩は實に賢に而して天下は已に平らか也。臣は聞く興國之君は其の過を聞くを樂しみ，荒亂之主は其の譽を聞くを樂しむと。其の過を聞く者は過ちは日々に消え而して福は臻り，其の譽を聞く者は譽は日々損し而して禍は至る。**陛下**は刑法を嚴にして以て直辭を禁じ，善士を黜けて以て諫口に逆う，杯酒造次にも，死生は保ぜず，仕える者は退くを以て幸と為し，居る者は出ずるを以て福と為す，誠に洪緒を保光し，道化を熙隆する所以に非ざる也。**何定**は本は僕隷の小人にして，身に行能無し，而るに**陛下**は其の佞媚を愛し，假すに威福を以てす。夫れ小人は入るを求め，必ず奸利を進める。**定**は間者妄（續、忘×）りに事役を興し，江邊の戍兵を發して以て麋鹿を驅り，老弱は饑凍し，大小は怨歎する。《傳》に曰く『國之興こる也，民を視ること赤子の如し。其の亡ぶ也，民を以て草芥と為す。』と。今法禁は轉た苛にして，賦調は益々繁く，中官、近臣は所在に事を興し，而して長吏は罪を畏れ，民を苦しめ辦ぜんことを求める。是を以て人力は堪えず，家戸は離散し，呼嗟之聲は，和氣を感傷す。今國に一年之儲え無し，家に經月之蓄え無し，而るに後宮之中に坐食する者は萬有餘人あり。又た，北敵（晉）は目を注ぎ，國の盛衰を伺う，長江之限りも，久しく恃む可からず，苟くも我は守る能わざれば，一葦杭（渡）る可き也。願はくは**陛下**は基を豐かに本を強くし，情を割き道に從い，則ち**成**（周の成公）、**康**（周の康公）之治は興り，**聖祖**（孫権）之祚は隆し矣！」
呉主は深く之を恨む。
呉［樓玄は結局、交趾で殺される］是に於いて左右は共に誣う、
「**樓玄**、**賀邵**は相い逢い，駐（駐車）まりて共に耳語して大笑し，政事を謗訕せり」
と，俱に詰責せ被る。**玄**を送りて廣州に付し，**邵**は原されて職に復す。既に而して復た**玄**を交趾に徙し，竟に之を殺す。之久しくして，**何定**は奸穢發して聞し，亦た伏して誅す。(5-119p)

■呉［羊祜と陸抗の信頼関係］**羊祜**は江陵より歸り，務めて德信を修め以て呉人を懐く。兵を交える毎に，日を刻（刻限）して方めて戰い，掩襲之計を為さず。將帥の譎計（悪巧み）を進めんと欲する者有れば，輒ち飲ますに醇酒を以てし，言うを得ざら使む。**祜**は軍を出して呉境に行き，穀を刈りて糧と為す，皆な侵す所を計り，絹を送りて之を償う。衆を江、沔に會して遊獵する毎に，常に晉の地に止める，若し禽獸先に呉人に傷つける所と為り、而して晉の兵の得る所と為る者は，皆な送りて之を還す。是に於いて呉の

邊人は皆な悦服す。**祜**は**陸抗**と境を對し，使命は常に通ず。**抗**は**祜**に酒を遺り，**祜**は之を飲んで疑わず。**抗**は疾し，藥を**祜**に求める，**祜**は成藥（調藥）を以て之に與え，**抗**は卽ち之を服す。人は多く**抗**を諫め，**抗**は曰く、

「豈に人を鴆する**羊叔子**（羊胡）有る哉！」

抗は其の邊戍に告げて曰く、

「彼は專ら德を為し，我は專ら暴を為す，是れ戰わず而して自ら服する也。各々分界を保ち而して已むべし，細利を求める無からん。」

呉主は二境の交和するを聞き，以て**抗**を詰め，**抗**は曰く

「一邑一鄕も以て信義無かる可からず，況んや大國を乎！臣は此くの如くせざれば，正に是れ其の（羊胡の）德を彰さん，**祜**に於いて傷つける無し也。」

呉［呉主の策謀を陸抗を諫める］**呉主**は諸將之謀を用い，數々晉邊を侵盜す。**陸抗**は上疎して曰く、

「昔**有夏**は罪多く而して**殷湯**は師を用い，**紂**は淫虐を作し而して**周武**は鉞を授く。苟しくも其の時無ければ，復た大聖と雖も，亦た宜しく威を養いて自ら保つべし，輕々しく動く可からざる也。今農に力し國を富ませ，官を審かにし能に任じ，黜陟を明らかにし，刑賞を愼（続は任）み，諸司に訓えるに德を以てし，百姓を撫するに仁を以てするを務めず，而して諸將の聽きて名に徇い，兵を窮め武を黷（けが）し，動（やや）もすれば萬計を費す，士卒は調瘁し，寇は衰えるを為さず而して我は已に大いに病む矣。今**帝王**之資を爭いて而して十百之利を昧（むさぼ）る，此れ人臣之奸便にして，國家之良策に非ざる也！昔齊、魯は三戰し，魯人は再び克ち，而も亡びること踵を旋さず。何となれば則ち？大小之勢異なれば也。況んや今師の克獲する所，喪う所を補わざる哉？」

呉主は從わず。

■**羊祜**は中朝の權貴に附結せず，**荀勗**、**馮紞**之徒は皆な之を惡む。從甥の**王衍**は嘗て**祜**に詣りて事を陳ぶ。辭は甚だ淸辯なり。**祜**は之を然りとせず，**衍**は衣を拂いて去る。**祜**は顧みて賓客に謂って曰く、

「**王夷甫**(王衍の字)は方に當に盛名を以て大位に處るべし，然るに俗を敗り化を傷つけるは，必ず此の人也。」

江陵を攻めるに及び，**祜**は軍法を以て將に**王戎**を斬らんとする。**衍**は，**戎**之從弟也，故に二人は皆な之を憾（うら）み，言論して多く**祜**を毀る，時人は之が語を為して曰く、

「二王は國に當たれば，**羊公**は德無からん。」

令和４年１月１日　　翻訳開始原典　　11996 文字
令和４年１月８日　　書下し終了　　25323 文字